



熊本県公報

第13187号
令和4年(2022年)
12月9日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 生活保護法における介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法における指定介護機関の休止…………… (//) 2
- 生活保護法における指定介護機関の変更…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4

公 告

- 国土調査の成果の認証…………… (技術管理課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 令和5・6年度(2023・2024年度)熊本県工事入札
参加者資格審査申請要領(県内建設業者)…………… (監理課) 6
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 9
- 人吉都市計画道路(相良鬼木線外3線)の変更に係る都市計
画案の縦覧…………… (都市計画課) 9

登 載 依 頼

- 熊本県文化振興審議会の開催…………… (文化振興審議会) 9

告 示

熊本県告示第862号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(認知症対応型共同生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
NPO法人八竜会 八代市坂本町西部い2877番地1	グループホームまどかII 八代市坂本町西部い2920番地1	平成20年(2008年)4月1日
医療法人社団 聖和会 玉名郡長洲町宮野2775番地	グループホーム せいわながすの里 玉名郡長洲町長洲2990-2	令和4年(2022年)10月31日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 東泉会 八代市東陽町南752番地の1	グループホーム氷川 八代市東陽町南762-1	平成18年(2006年)4月1日
NPO法人八竜会 八代市坂本町西部い2877番地1	グループホームまどかII 八代市坂本町西部い2920番地1	平成20年(2008年)4月1日

医療法人社団 聖和会 玉名郡長洲町宮野2775番地	グループホーム せいわな がすの里 玉名郡長洲町長洲2990 -2	令和4年(2022年)10月31日
------------------------------	--	-------------------

(介護予防短期入所生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 東泉会 八代市東陽町南752番地の1	ひかわの里ショートステイサービス 八代市東陽町南752番地の1	平成18年(2006年)4月1日

(小規模多機能型居宅介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 綾友会 上益城郡甲佐町西寒野1161	桜の丘綾の家小規模多機能型居宅介護事業所 上益城郡甲佐町岩下194-1	令和4年(2022年)9月1日

熊本県告示第863号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンターにしき 訪問看護ステーション 球磨郡錦町一武1641番地	令和4年(2022年)9月30日

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンターにしき 訪問看護ステーション 球磨郡錦町一武1641番地	令和4年(2022年)9月30日

熊本県告示第864号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ケイアンド	訪問介護事業所ふく	開設者所在地		令和4年(

ワイ 熊本市東区桜木五丁目9番1号	ろうの森 上益城郡益城町広崎520番地12	上益城郡益城町広崎520番地12	熊本市東区桜木5丁目9番1号	2022年)9月1日
(訪問型サービス)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項 旧 新		変更年月日
株式会社ケイアンドワイ 熊本市東区桜木五丁目9番1号	訪問介護事業所ふうの森 上益城郡益城町広崎520番地12	開設者所在地 上益城郡益城町広崎520番地12		令和4年(2022年)9月1日
(訪問看護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項 旧 新		変更年月日
株式会社Stecki 熊本市東区下江津五丁目10番22号	訪問看護ステーションCruto大矢野 上天草市大矢野町中4467番4	事業所所在地 上天草市大矢野町中487番13		令和3年(2021年)9月21日
(介護予防訪問看護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項 旧 新		変更年月日
株式会社Stecki 熊本市東区下江津五丁目10番22号	訪問看護ステーションCruto大矢野 上天草市大矢野町中4467番4	事業所所在地 上天草市大矢野町中487番13		令和3年(2021年)9月21日
(小規模多機能型居宅介護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項 旧 新		変更年月日
社会福祉法人天龍会 八代市葭牟田町435	小規模多機能型居宅介護 なごみの広場 八代市豊原下町4115番地	事業所所在地 八代市平山新町4474番地13		令和4年(2022年)10月1日
(介護予防小規模多機能型居宅介護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項 旧 新		変更年月日
社会福祉法人天龍会 八代市葭牟田町435	小規模多機能型居宅介護 なごみの広場 八代市豊原下町4115番地	事業所所在地 八代市平山新町4474番地13		令和4年(2022年)10月1日
<p>熊本県告示第865号 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 令和4年(2022年)12月9日</p> <p style="text-align: right;">熊本県知事 蒲島郁夫</p>				
事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ノース	デイサービス	人吉市下青井町	令和4年	通所介護

スワン	凧	81番地1	(2022年)12月1日
-----	---	-------	--------------

熊本県告示第866号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成29年10月10日熊本県告示第882号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

小坂地区(インター団地)造成宅地防災区域

上益城郡御船町大字小坂字西八竜2321番2、2321番3、2321番4、2321番5、2322番2、2322番3、2322番4、2330番1、2330番3、2330番5、2330番6、2330番7、2330番8の一部(次の図に示す部分に限る。)、2330番9の一部(次の図に示す部分に限る。)、2330番10の一部(次の図に示す部分に限る。)、2333番2、2333番4、2333番5、2333番7、2331・2332番合併、2333番1、2351番、2352番、2353番、2354番、2355番、2395番、2396番、2397番、2398番1、2371番1、2372番1、2373番1、2373番2、2374番1、2394番1、2398番1、2399番1、2400番1、2400番2、2401番1、2402番1、2404番1、又2409番1、2410番1、2411番1、2412番、2413番1、2351番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、2395番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

上益城郡御船町大字小坂字免ノ鼻2224番2、2224番6、2224番7、2224番8、2224番15、2224番28、2228番、2251番1、2251番2、2251番3、2251番4、2251番5、2251番6、2251番7、2251番8、2251番9、2251番10、2251番11、2251番12、2251番13、2251番14、2251番15、2251番16、2251番17、2251番18、2251番19、2251番20、2251番21、2251番22、2251番23・2251番25合併、2251番24、2251番26、2251番27、2251番28、2251番29、2251番30、2251番31、2251番32、2251番33、2251番34、2251番35、2251番36、2251番37、2251番38、2302番1、2302番2、2307番1、2307番2

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第867号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)12月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市魚貫町字浦越 2914番1地先から	前	8.3 ～ 26.1	737.4	活力創出基盤交付金
		同所 2930番1地先まで	後	14.4 ～ 32.9		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)12月9日

熊本県告示第868号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)12月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市魚貫町字サブロ 2898番12地先から 同所 2898番12地先まで	前	4.8 ～ 5.1	14.0	活力創 出基盤 交付金
			後	5.1 ～ 6.3		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)12月9日

公 告

熊本県公告第831号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
阿蘇市	令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)まで	波野大字波野の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日
阿蘇市	令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)まで	波野大字中江の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日
高森町	平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)まで	大字芹口の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日
高森町	令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)まで	大字菅山の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日
南小国町	平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)まで	大字満願寺の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日
南小国町	令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)まで	大字満願寺の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日
嘉島町	令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)まで	大字井寺の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日
小国町	令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)まで	大字西里の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日

	1年度)まで			
山都町	平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)まで	郷野原の一部③	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日
菊池市	令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)まで	小木の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日
菊池市	令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)まで	原の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)11月30日

熊本県公告第832号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字皆本1250番1、同1250番2、同1250番3、同1250番4、同1250番5、同1250番6、同1250番7、同1250番8、水路の一部及び里道の一部
1,297.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市南区城南町さんさん一丁目10番地1
株式会社まごころエステート

熊本県公告第833号

令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格(以下「入札参加者資格」という。)の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。
令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 第1 令和5・6年度(2023・2024年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請(指名願)
 - 1 申請の対象者
令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、次のいずれかに該当する者。
 - (1) 熊本県知事許可を有する建設業者
令和4年度(2022年度)の経営事項審査を完了している者。ただし、令和4年度(2022年度)の経営事項審査申請時に「令和5・6年度(2023・2024年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事)」を提出し、受付が完了している者を除く。
 - (2) 国土交通大臣許可を有する建設業者
熊本県内に主たる営業所を有し、令和3年(2021年)7月1日から令和4年(2022年)6月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査を完了している者。
 - 2 申請の受付
 - (1) 申請の方法
次のいずれかの方法によること。
 - ① 郵送(簡易書留に限るものとし、申請書(副本)の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)
 - ② 持参(持参者は、申請書の記載内容について説明できる者に限る。)
 - (2) 受付期間及び提出先
 - ① 郵送の場合
 - ア 受付期間
令和5年(2023年)1月4日(水)から令和5年(2023年)1月20日(金)まで(令和5年(2023年)1月20日の消印有効)
 - イ 提出先

〒862-8570 (住所記載不要)
熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当

② 持参の場合

ア 受付期間

令和5年(2023年)1月10日(火)から令和5年(2023年)1月20日(金)まで

イ 提出先

熊本市中央区八王寺町1-20
県央広域本部土木部(熊本土木事務所)3階会議室

ウ 受付時間

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

3 提出書類及び提出部数

- (1) 令和5・6年度(2023・2024年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事)(別記様式1) 2部
- (2) 「経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書」の写し(申請時まで当該通知書の送付を受けていない場合は、「経営事項審査申請書類一式」の写し) 1部

※熊本県知事許可を有する建設業者にあつては、令和4年度(2022年度)の経営事項審査に係るもの

※国土交通大臣許可を有する建設業者にあつては、令和3年(2021年)7月1日から令和4年(2022年)6月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの

- (3) 総職員数・官公庁元請完成工事高確認票(別記様式2) 1部

※国土交通大臣許可を有する建設業者のみ提出

※審査対象事業年度に係る「変更届出書(事業年度終了)」を添付すること

- (4) 国税(法人税と消費税及び地方消費税)に未納税額がないことの証明書(その3) 1部

※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの

※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出

- (5) 熊本県税に未納税額がないことの証明書(その6) 1部

※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの

※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出

- (6) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、令和4年(2022年)12月31日までに当該保険に加入した場合は、次に掲げる書類

① 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険料申告書及び領収書又は完納証明書(基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から令和4年(2022年)12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書)

② 社会保険の標準報酬決定通知書(直近のもの)及び領収書又は完納証明書(審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から令和4年(2022年)12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書)

第2 令和5・6年度(2023・2024年度)熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請(格付申請)

1 申請の対象者

「令和5・6年度(2023・2024年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事)」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又は舗装工事のいずれかを希望した建設業者で、次のいずれかに該当する者。

- (1) 令和3年(2021年)1月から令和4年(2022年)12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
- (2) 令和4年(2022年)6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく法定雇用率が適用される者で法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者が1人以上雇用している者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校又は専修学校を令和元年度(2019年度)、令和2年度(2020年度)又は令和3年度(2021年度)に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、令和4年(2022年)12月31日までの間に6か月を超える常勤雇用の実績がある者
- (4) 令和4年(2022年)9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
- (5) 令和4年(2022年)12月31日現在において、常勤の従業員又は役員が県内の消防団に入団している者、県内市町村から消防団協力事業所表示証の交付を受けている者又は保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
- (6) 令和4年(2022年)9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者

- (7) 令和3年(2021年)1月から令和4年(2022年)12月までの間に、建設業以外の分野(以下「新分野」という。)に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い、5百万円以上の支出を行った者
- (8) 令和4年(2022年)9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
- (9) 平成30年(2018年)1月から令和4年(2022年)12月までの間に、特許権、NETIS(新技術情報提供システム)又は熊本県新技術・新工法活用促進支援工法への登録が行われた実績のある者
- (10) 令和3年(2021年)1月から令和4年(2022年)12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
- (11) 令和4年(2022年)9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
- (12) 令和4年(2022年)9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
- (13) 経営事項審査における審査基準日以降、令和4年(2022年)9月30日までの間に技術職員の人数又は保有資格に変動があった者
- (14) 令和2年(2020年)4月1日以降に企業合併等を行い、合併特例措置の適用を受けている者
- (15) 平成20年(2008年)4月1日から令和4年(2022年)12月31日までの間に完成した工事(公共工事に限る。)において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
- (16) 平成29年(2017年)10月1日から令和元年(2019年)9月30日までの間に、満35歳未満の者を採用し、令和4年(2022年)9月30日現在で3年以上継続雇用している者
- (17) 平成30年(2018年)1月から令和4年(2022年)12月までの間に、従業員又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく不当要求防止不責任者講習を受講させた実績のある者
- (18) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号)に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤環境配慮計画書(いずれも計画期間に令和4年度(2022年度)を含むものに限る。)を任意で県に提出している者
- (19) 令和4年(2022年)12月31日現在において、ブライト企業に認定されている者
- (20) 熊本県SDGs登録制度に登録されている者又は熊本県SDGs登録制度の第4期受付に登録の申請を行っている者
- (21) 令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までを有効期間とする熊本県工事入札参加者資格審査格付の等級が、令和4年度(2022年度)における等級より上位の等級となる場合に、令和4年度(2022年度)の等級に残留する措置の適用を希望する者

2 申請の受付

(1) 申請の方法

次のいずれかの方法によること。

- ① 郵送(簡易書留に限るものとし、申請書(副本)の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)
- ② 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。)

(2) 受付期間及び提出先

① 郵送の場合

ア 受付期間

令和4年(2022年)12月12日(月)から令和5年(2023年)1月20日(金)まで(令和5年(2023年)1月20日の消印有効)

イ 提出先

〒862-8570(住所記載不要)
熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当

② 持参の場合

ア 受付期間

令和5年(2023年)1月10日(火)から令和5年(2023年)1月20日(金)まで

イ 提出先

熊本市中央区八王寺町1-20
県央広域本部土木部(熊本土木事務所)3階会議室

ウ 受付時間

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

3 提出書類及び提出部数

- (1) 令和5・6年度(2023・2024年度)熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書(別記様式3) 2部
- (2) 別に定める「技術事項等評価項目申請に当たっての留意事項」に基づく添付書類 1部

第3 資格審査及び結果通知

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)に基づき、入札参加者資格の有無及び格付について審査を行う。
 - 2 第1の3及び第2の3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査において総合評定値の請求を行っていない業種及び「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
 - 3 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。ただし、令和4年(2022年)12月31日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となつた者は、この限りでない。
 - 4 外国税及び県税に未納税額がある者の申請は受け付けない。ただし、法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、この限りでない。
 - 5 審査の結果は令和5年(2023年)3月末までに文書にて通知する予定である。
- 第4 入札参加者資格の有効期間
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までとする。
- 第5 問合せ先
熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485

熊本県公告第834号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営芦水地区(中小場換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 令和4年(2022年)12月12日から
令和5年(2023年)1月13日まで
- 2 縦覧の場所 水俣市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第835号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、人吉市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。
令和4年(2022年)12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
人吉都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
人吉市大字宝来町字下町、字年ノ神、大字下青井町字下青井町、大字上青井町字上青井町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、県南広域本部球磨地域振興局土木部まちづくり工務課及び人吉市復興建設都市街地復興課
- 4 縦覧期間
令和4年(2022年)12月12日から令和4年(2022年)12月26日まで
(行政機関の休日を除く。)

登載依頼

令和4年度(2022年度)熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。
令和4年(2022年)12月9日

熊本県文化振興審議会

- 1 開催日時
令和4年(2022年)12月16日(金)
午後2時から午後4時まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 1階 テルサルーム
- 3 議題
令和4年度(2022年度)県の文化振興施策について(報告)
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する(傍聴希望の場合は、事前に下記担当課に連絡すること)。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県文化振興審議会事務局(熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課)
(電話096-333-2154)